

社会福祉法人あまのほ役員等の報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あまのほ（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対し、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び監査業務（以下「会議等」という。）への出席者について、交通費を含め1回あたり5,000円を支給する。

2 ただし、各年度の理事及び監事の報酬の総額は150,000円を超えない範囲で支給する。

同じく評議員の報酬の総額は150,000円を超えない範囲で支給する。

3 支払方法は、会議当日に出席者に対し、現金で支給する

(費用弁償)

第3条 役員等が、前条第1項の会議等以外の法人の用務で旅行したときは、法人旅費規程を準用する。

(改正)

第4条 この規程の改定は、評議員会の議決を要するものとする。

付則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から改定、適用する。

この規程は、令和5年4月1日から改定、適用する。